

## 【申請にあたっての注意事項】

### 1. 日本人・永住者等への注意事項

・原則として自宅外で生活していることが支給要件です。そのため、申請者はアパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠資料等を必ず提出してください。

(学部生で日本学生支援機構奨学金(給付・貸与)に採用されている方および外国人留学生は、提出不要です。)

・ひとり親世帯または多子世帯(※)の場合は、申し送り事項に、その旨を記入してください。

※子供(18歳未満の者または就学者)が本人を含め3人以上の世帯

・住民税非課税世帯としての認定を希望する方は、本人+生計維持者(父母)の非課税証明書(コピー可)を提出してください。大学院生等で独立生計の方や、家庭からの仕送りや援助を全く受けていない場合でも、生計維持者の非課税証明書の提出が必要です。期限までに提出がない場合は、住民税非課税世帯として認定できません。

・ひとり親世帯で、住民税非課税世帯としての認定を希望する方は、申し送り事項にひとり親世帯である旨を必ず記入してください。記入せずに、生計維持者1名分の非課税証明書しか提出されない場合は、非課税世帯としての認定ができませんので、ご注意ください。

・学部生のうち日本学生支援機構給付奨学金の第1区分で採用されている方は、非課税証明書の提出は不要です。

・支給要件⑥に書かれた既存の制度の利用を予定している場合、現時点ですぐに当該制度の利用申請をする必要はありません。本制度による給付金の受給が決定した場合は、利用の申請をしてください。

### 2. 外国人留学生の方への注意事項

・「3. 申し送り事項」の欄に、新型コロナウイルス感染症の影響でどれくらいの月々の仕送りやアルバイトの収入が減少したのかを詳しく書いてください。また、そのことがわかる銀行の通帳のページ等をコピーして提出してください。

例：月々の仕送りが、10万円から5万円に減少した

月々のアルバイト収入が8万円から0円になった

・住民税非課税世帯としての認定を希望する方は、本人(+日本で一緒に暮らす配偶者)の非課税証明書(コピー可)を提出してください。期限までに提出がない場合は、住民税非課税世帯として認定できません。

### 3. 申請者全員に共通する注意事項

・非課税証明書を提出する際は、令和元（平成31）年度または令和2年度のものを提出願います。

・申請〆切から大学が推薦対象者を決定するまでの期間が非常に短いため、期限までに提出のあった書類のみで選考を行います。期限を過ぎてからの不足書類の提出は受け付けません。不足書類があった場合でも、督促は行いません。